

弘前市指令（建指）第 号
年 月 日

認定しない旨の通知書

様

弘前市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定に基づく下記の申請については、下記の理由により同法第 条第 項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

年 月 日

取 下 書

弘前市長 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定に基づく下記の申請については、これを取り下げます。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当：建設部建築指導課
電話：40-3736

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書
(建築士による書類を添付する場合)

弘前市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士
(級) 建築士 () 登録第 号
氏 名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名 称
所在地

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 工事監理者から受領した工事監理報告書又は登録住宅性能評価機関が交付した建設住宅性能評価書の写しのほか、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の写し（検査の申請又は通知を要しない場合にあつては、工事の完了が確認できる写真）を添付してください。
- 3 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

年 月 日

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書
（建設工事の施工者による書類を添付する場合）

弘前市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 当該建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 工事施工者が交付した建築物の建築工事を完了した旨の報告書（参考様式）のほか、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の写し（検査の申請又は通知を要しない場合にあつては、工事の完了が確認できる写真）を添付してください。
- 3 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当：建設部建築指導課
電話：40-3736

年 月 日

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

弘前市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめたいので、申し出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当：建設部建築指導課
電話：40-3736

年 月 日

認定の取りやめ申出書

弘前市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けた基準適合認定建築物について、認定を取りやめたいので、申し出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能基準適合認定の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能基準適合認定の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

弘前市達（建指）第 号
年 月 日

認定取消通知書

様

弘前市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり同法第 条第 項の認定を取り消したのでこれを通知します。

記

1 認定番号 第 号
2 認定年月日 年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 理由

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

(※) は、法第35条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

担当：建設部建築指導課
電話：40-3736

弘建指発第 号
年 月 日

報告を求める旨の通知書

様

弘前市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条の規定により、下記の建築物について報告を求めます。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告を求める内容
- 5 報告期限

年 月 日

報 告 書

弘前市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

年 月 日付け第 号で通知のありました件について、下記のとおり報告します。

記

- 1 認定番号
第 号
- 2 認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告を求められた内容
- 5 報告内容

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当：建設部建築指導課
電話：40-3736

改善命令書

様

弘前市長 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 改善に必要な措置の内容
- 5 改善の期限

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

参考様式

建築物の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者（建築主） 様

施工者の名称

所在地

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

下記の建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を完了したので報告します。

記

1 建築物の所在地

2 発注者の氏名

3 建築工事完了の日

年 月 日